

令和3年4月1日

投資信託及び債券に係る約款の改訂について

平素は北海道信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和2年度税制改正に伴い、令和3年4月1日より非課税口座開設手続きが「簡易開設手続き」に一本化されたことから、下記のとおり令和3年4月1日付で「非課税口座約款」を改訂しましたのでお知らせいたします。

また、「北海道信用金庫投信取引約款」、「特定口座約款」について、記載内容の見直しに伴い、一部改訂しましたので併せてお知らせいたします。

記

1. 改訂日

令和3年4月1日（木）

2. 対象約款

- (1) [非課税口座約款](#) 【投資信託】
- (2) [北海道信用金庫投信取引約款](#) 【投資信託】
- (3) [特定口座約款](#) 【投資信託・債券共通】

3. 主な改訂内容

- (1) 非課税口座約款
 - ・「非課税適用確認書」等にかかる記載を削除
 - ・「非課税口座簡易開設」の名称を「非課税口座開設届出書」に変更
 - ・非課税口座開設不可となった場合、特定口座を開設している場合は、残高を特定口座に移管する旨を記載
 - ・その他、税制改正に伴う条文番号の変更 等
- (2) 北海道信用金庫投信取引約款
 - ・投資信託受益証券の保護預り取引等における形式的な語句の修正
- (3) 特定口座約款
 - ・年間を通じて譲渡及び配当等の受入が発生していない特定口座については、特定口座年間取引報告書作成を省略できる旨の記載を追加

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道信用金庫 業務企画部 村田

Tel:011-241-2120